

借入を行う場合の留意点

農業経営で十分な自己資金があれば、借入金は必要ありません。本来は、何年かかけて利益を稼ぎだして、貯めた自己資金で運転資金を確保し、設備投資の資金調達をする「無借金経営」が望ましいと考えられます。しかし、新規に経営を始める場合や経営規模の拡大・新分野の進出する場合には、無借金経営を続けるのが難しい場合があります。借入金の特性やその限界をよく知った上で上手に利用しましょう。

1 借入金の有効な利用の場面

(1) 設備投資の財源

最近では、農業経営に必要な設備投資の金額は増加してきています。その設備投資に使った資金を農業生産の利益で回収するには長い期間を必要とします。手持ちの資金だけでは、設備投資に必要な資金を賄えず、補助事業の活用ができない場合は自己資金と借入金を併用することになります。

設備投資の返済期間は、生産設備等では原則として税務上の償却期間にあわせるのが望ましいとされています。ただし、建物や土地などの不動産は、10年以上の返済期間を設定します。

(2) 資金繰りの財源

農業では、農産物の販売打金を手にするまでに、農産物の生産費などの費用を先に支払う必要があります。特に経営規模の拡大を行った場合など運転資金が増加します。この資金を手持ちの資金で支払えない場合は借入金を利用することになります。このように資金繰りに借入金を利用するのは有効な利用法といえます。

(3) 新規開業、新分野の進出の財源

新規に農業経営を始める、あるいは新分野に進出する場合に手持ちの資金だけでは資金が不足する場合があります。新分野の進出に必要な資金は、農舎、畜舎、温室、ビニールハウス、冷・暖房機、車両運搬具、当面の運転資金等がありますが、作物・栽培方法により大きく異なります。しかし、その全額を必要とする資金を全部借入金に頼るのはどのようなケースであっても無謀です。

2 借入金の有効になる場面

手持ち資金がゼロの状況では、全く投資ができませんが、借入金により資金を獲得して投資を行い投資以上の利益をあげることができれば得ということになります。借入金による経営発展をはかるのが有利な場合は次のケースです。

(1) 経済が成長過程にありインフレ状態であること

経済が成長している段階では、同じ労働や設備投資で得られる実質価値が増加していきます。また、インフレでは借入金の負担は時間の経過とともに支払い財源の増加とか貨幣価値の低下という二重の効果により実質目減りします。

しかし現在のように経済成長がゆるやかになりデフレの経済状況となると支払財源となる利益と所得が減少して、借入金の負担は増加します。

(2) 借入にあたりについて十分な検討と準備ができていること

借入をする場合は、「やってみなければわからない」ということは多くあります。しかし、事業の達成のために必要な資源(人員、土地、資金等)・技術、販売先など十分に検討した上で投資を行うことが必要です。また、検討した内容について具体的な準備ができていなければなりません。

(3) 投資に借入金が無駄なく効率的に使われること

投資生産設備の目的が、売上高の増加、生産性の向上、経費の削減、環境保全、経営の多角化などで、初期の目的が達成することで投資の結果得られる直接的な利益で借入金の返済財源が確保できるものは適切な借入といえます。また事業継続に欠かせない設備投資に利用する場合も同様です。

単に見栄を張るだけのもの、過剰な能力のもの、初期投資が少なくても将来の運転資金の増加をもたらすもの、投資の結果得られる利益が借入金の返済財源として十分でないものは、不適切な借入です。

3 借入金で問題が解決しない場合

資金繰りや赤字のために不足した資金を自己資金でなく、借入金で補填する場合は、同時に経営を改善して利益を増加しないと返済が困難となります。

発生した損失を借入金でカバーした場合は、一時的に資金繰りは改善したように見えますが、本質的な経営改善はできません。一般的に、損失をカバーするための借入を行った場合は、その返済のために借入後は、損失相当額の約2倍の利益をあげていかないと返済できないと言われています。2倍の根拠は、「次年度以降赤字にしないための新たな利益」+「借りた資金を返済するために必要な利益」です。

4 借入金の償還財源の考え方

(1) 損益計算書と貸借対照表を作成している場合

企業経営の場合は、借入金の償還財源は、「減価償却費」と「税引後利益」の合計額です。

個人経営の場合は、経営全体の所得にあたる損益計算書の「差引金額」(専従者給与を含む)から生活費に相当する貸借対照表の「事業主貸」を差し引いた金額金額が「税引後利益」に該当します。

「減価償却費」+「差引金額」-「事業主貸」=借入金の償還財源

(2) 貸借対照表を作成していない場合

便宜的に家族一人当たりの生活費を年間100万円として、家族の人数(農業所得で生活している人数、従業員や家族従業員も含める)をかけたものとして計算します。

「減価償却費」+ (「差引金額」- 家族人数 × 100万円) = 借入金の償還財源

5 借入限度額の目安

借りたい金額には限度はありませんが、当然借入額(返済額)は、返済が可能な金額の限度内にとどておかなければいけません。

年間売上高にしめる借入金の割合は、農業では、経営体によって経営状況が大きく異なりますが、一例をしめすと以下のとおりになります。

農業の平均的な経営状況の場合の借入限度の目安

年間売上高に対する1年間の返済金額の割合 3%以内

年間売上高に対する返済可能な借入金の残高の割合 15%以内

資産処分による返済も視野に入れて借り入れる場合は、「支払える限度」に上乗せして借り入れることもできます。ただし、資産処分による借入金返済は、税金の支払いが伴う場合もありますし、処分額が必ずしも予想通りにならない、或いは処分自体ができないといったリスクがあります。

6 借入を行った場合は経営改善の取組が必要

借入金がある、借入をしなければならなくなった場合は、経営は本来「無借金経営」が望ましいとの視点に立ち、借入を必要とした原因を除去するように経営改善に取り組むことが必要です。

全国農業会議所刊 「一経営をのばすー資金繰りと借入金」から要約、一部改変

[\(戻る\)](#)